

日高町小規模工事等 契約登録制度について

この制度は、日高町建設工事競争入札参加有資格者でない方が、町の発注する建設工事に係る修繕等工事のうち小規模な工事を受注することができる制度で、町内で建設業を営む方の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

この制度で契約できる小規模工事等の範囲は、その工事内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1件あたりの請負金額が20万円未満のものです。

●登録の条件

登録できる方は、日高町に主たる営業所又は住所を有し建設業を営んでいる方で、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方。
- 既に日高町建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている方。
- 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を有しない方。
- 町税を滞納している方。

●登録の方法

登録を希望する方は、「日高町小規模工事等契約登録申請書」に次の書類を添付し提出してください。

■ 町税の納税証明書

■ 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を証明する写し。

■ 個人事業主の方は、身分証明書又は写し、法人の方は、商業登記簿謄本又は写し。

●登録の受付

登録の受付期間は、平成23年度3月1日(火)から平成23年3月17日(木)まで行います。

登録の有効期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間となります。

なお、登録の受付は、上記期間終了後については、随時受付をしていますが、登録の有効期限は登録された日から平成25年3月31日までとなります。

また、平成22年度に登録申請をされ、すでに登録許可を受けられている方につきましては、変更等がない場合は申請の必要はありません。

▼問い合わせ・登録受付先

本制度に関する内容等の問い合わせ・登録申請書の受付につきましては、

- ・ 日高町役場本庁
- 建設課(管理・土木・都市計画グループ) 電話014561216186
- ・ 日高総合支所
- 施設農林課(建設・管財グループ) 電話014571612084

で行っています。

苫小牧高等技術専門学院 平成23年度 学生募集

●募集科目及び応募資格

○科目
(普通課程)

- ・ 自動車整備科
 - ・ 電気機器科
 - ・ 金属加工科
- (短期課程)
- ・ エクステリア技術科

○訓練期間 1年間

○応募資格

(普通課程)
平成23年3月高等学校を卒業される方。または、高等学校卒業と同等以上の学力を有する方。
(短期課程)
平成23年3月中学校を卒業される方。または義務教育卒業以上の学力を有する方。

●応募手続

○入学願書・健康診断書・受験票を提出してください。
○離転職者の方は、最寄りの職業安定所でご相談ください。

●願書受付期間

平成23年1月21日(金)より受付中。
定員になり次第締め切ります。

●入学選考日

平成23年2月17日(木)以降、毎週木曜日に実施予定

●入学経費等

■ 普通課程は、
・ 入学検定料 2200円
・ 入学科 5650円
・ 授業料 11万8800円(年額)
が必要です。

■ 入学諸経費は、8万7500円〜11万6500円が必要です。

▼お問い合わせ先

北海道立苫小牧高等技術専門学院
〒05310052
苫小牧市新開町4丁目6番10号
電話014415517007

国家公務員採用試験の お知らせ

〈大学卒業等程度〉

・ 国家公務員採用Ⅰ種試験
受付期間 4月1日(金)〜8日(金)
・ 国家公務員採用Ⅱ種試験
受付期間 4月11日(月)〜20日(水)

〈高等学校卒業程度〉

・ 国家公務員採用Ⅲ種試験
受付期間 6月21日(火)〜28日(火)
※インターネットによる申込みが可能ですので、できるだけインターネット申込みをご利用ください。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

▼お問い合わせ先

人事院北海道事務局第二試験係
電話 011124111248

旭ヶ丘第2霊園の使用申し込みについて

新しく造成した霊園が一部完成し、108区画分が使用できます。次により申し込みを受付けますのでお知らせします。

1. **名称と位置** 旭ヶ丘第2霊園
(日高町門別本町265番地の4)

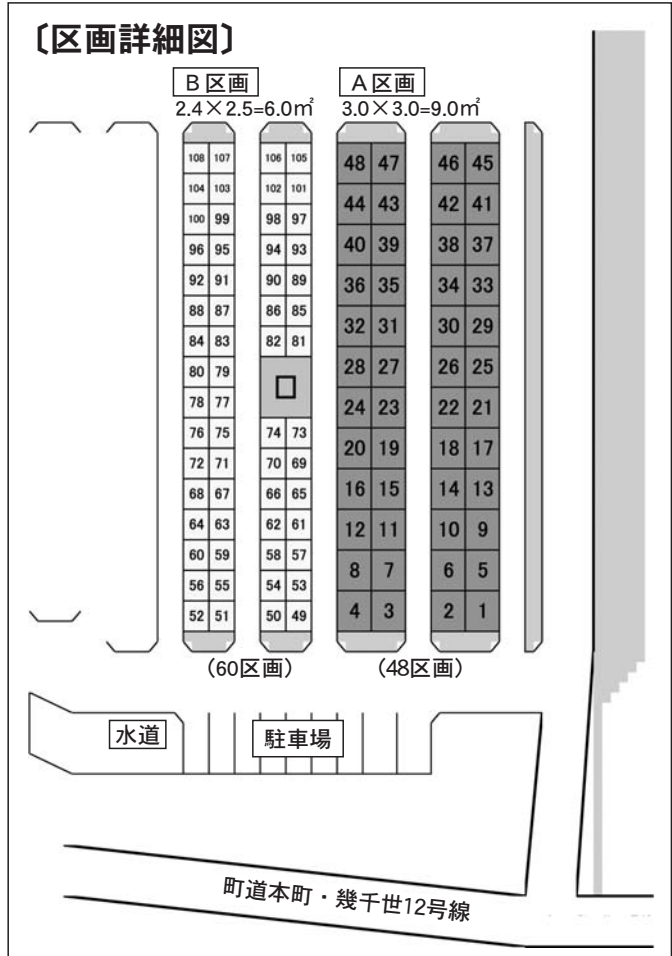
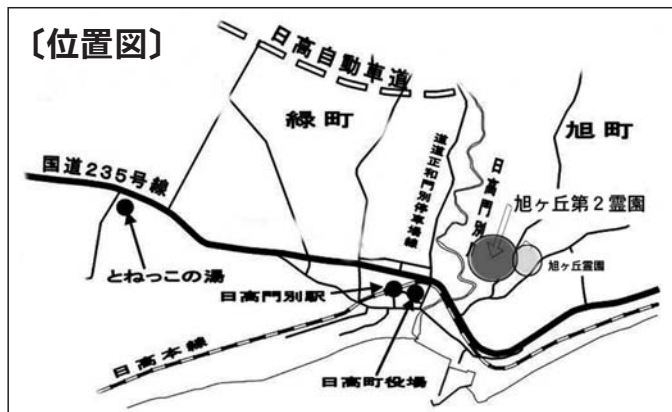
2. **区画数及び使用料**
 ・ A区画 9㎡ 48区画 90,000円
 ・ B区画 6㎡ 60区画 60,000円

3. **使用者の資格**
 日高町に住所又は本籍を有する者

4. **使用申し込み受付要領**
 ・ 受付場所 日高町役場 住民課
 ・ 受付開始 4月1日 9時より
 ※区画位置は、受付番号の順番となりますので、4月1日午前9時の時点で申込みが多い場合は抽選といたします。
 なお、上記以降の区画位置は、申込み番号順となります。

- ①申請は、印鑑を持参し役場住民課に申し込みしてください。
- ②墓地の使用は、使用者の属する世帯につき1区画です。
- ③使用料は、使用許可書交付時に納付していただきます。
- ④許可後3年以内に墓碑の設備をしないと、使用権取消しとなります。
- ⑤墓地使用許可申請書は、役場住民課にあります。

5. **お問い合わせ先**
 日高町役場 住民課 社会・環境グループ
 電話01456-2-6182



「地デジ」本当に映りますか？

日高町内でも「地デジ」が受信できず、なんらかの対策が必要なご家庭があります。アナログ放送は、来年の7月24日までに放送が終了し、見られなくなります。お早めに準備をし、万が一受信できない場合は、すぐに役場へご相談下さい！！

〔連絡先〕 日高町役場 企画財政課 電話01456-2-6181